

徳川家康の征夷大將軍任官と慶長期の国制

笠谷和比古

はじめに

慶長八年（一六〇三）二月二日、上洛中の徳川家康は將軍宣下の勅使を伏見城に迎えた。このおりの宣旨は、征夷大將軍、右大臣（従一位）、源氏長者、淳和奨学両院別当、牛車の礼遇、兵仗の礼遇という六種八通のものが一時に下されており、まことに前例を見ない盛りだくさんなものであった。¹⁾

この家康の、征夷大將軍職就任のもつ政治的意味を考えるのが本稿の課題である。関ヶ原合戦の勝利によって覇権を確立し、天下人としての地位を不動のものとした家康が、この將軍任官によって幕府を開設し、豊臣家にかわる徳川家の天下支配を制度的な形で確定したとするのが、これまでの通説的な理解であらう。²⁾

確かにその理解自体に誤りがあるわけではないが、しかしこの問

題は今少し掘り下げて検討してみる必要がある。これまでにも指摘されている通り、家康の関ヶ原合戦での勝利は、ただちには豊臣家の政治支配の体制を解消するものではなく、家康はなお豊臣秀吉の構築した政治体制の枠組みの中で行動せねばならないという事情があったからである。³⁾そして更に、先に拙稿で明らかにしたように、関ヶ原合戦における家康の勝利なるものが、もっぱら豊臣系諸大名の多大の貢献によってもたらされたという逆説的な性格を帯びたものであった以上、その必要は一層高いと考えなければならぬ。

すなわち拙稿で分析したところであるが、関ヶ原合戦において重要なことは、同合戦において家康の下で戦った東軍の軍事的構成が、もっぱら豊臣系諸大名を主力としており、本来の徳川軍の比重がきわめて低かったという事実である。この時、徳川の主力軍は家康ではなくて、その子の秀忠によって率いられていた。しかも中山道を

西上した秀忠隊は、西軍に属した信州上田城の真田昌幸の挑発と抵抗にあい、この上田城攻略に時日を費やして、関ヶ原合戦に遅れるという致命的な失態を演じたのである。家康は徳川主力軍の不在のままに、家康と会津討伐の行動をとにした福島正則・浅野幸長・細川忠興・池田輝政ら、豊臣系武將を中心として同合戦を戦わねばならなかったのである。

それ故に、家康にとって関ヶ原合戦は軍事的勝利であり、その覇者としての地位を確立したものではあったが、政治的な意味での勝利であったかについては、多く問題を残すものであった。すなわち、同合戦において石田方の西軍諸大名から没収した総石高六三〇万石余のうち、実にその八〇%にあたる五二〇万石余が、これら豊臣系武將大名に増増として宛行^{あて}われた。そしてその結果、豊臣系諸大名の領国は二〇ヶ国を超えるにおよび、日本全領土の三分の一以上がその領地として占められるに至ったものである。

いわゆる徳川幕藩体制なるものは、このような政治状況の中から出発したものであり、徳川家康の征夷大將軍への任官についても、また関ヶ原合戦より大坂の陣に至る近世初頭の政治史的展開、およびこの時期の国制の構造についても、以上の事態を踏まえて、その意義解明がなされる必要があると考える。

第一節 征夷大將軍職の政治的効果

関ヶ原の戦いにおいて家康は勝利はおさめたものの、公式的な観点では彼はいまだ豊臣五大老の一人としての地位から抜け出してはいなかった。諸大名の家康への臣従は実力に由来する事実上のものではなく、家康が彼らに命令し、軍事指揮をなしうるのは、権限論的根拠としては公儀⁵を構成する五大老の筆頭として、豊臣秀頼の政務代行者としての地位に求める他はないのである。

実際、関ヶ原の戦いのち家康は薩摩の島津氏の討伐を計画するのであるが、そこでの諸大名に対する軍役動員は「太閤様の御置目の如く⁶」とするものであって、家康の支配とは豊臣秀吉の構築した政治体制の枠組みの中のものでしかなかった⁷のである。

このような政治状況の中で考慮されなければならないのは、次の点である。最も重要なことは、慶長六年正月時点で年齢九歳ながら朝廷官位が従二位権中納言という高位にある秀頼⁸が、やがて成人して関白職につくであろうことであり、そしてその時には、家康の政務代行権は吸収されて豊臣氏の政治権力が回復され、家康およびその子秀忠は、関白秀頼の意命に服さねばなくなるような事態の訪れる可能性があることである。よし家康は実力によってその身一代の支配は確保されるとも、家康の死去とともに、豊臣氏による天下支配が復活してしまうことが、強い現実性をもって予想させられ

るのである。⁽⁹⁾

ここで統一政權たる公儀を主宰するものとしての関白職の政治的意味について考えておかねばならないのであるが、この関白という本来は公家の最高位たる官職に、軍事的権力としての内容を付与することによって、武家領主の統率者としての意義をも兼備させ、もって公武両界を支配するものとして、関白職を基軸にその政治体制を構築したのは豊臣秀吉であった。

関白職なるものについて秀吉は、天皇より「御劍預り候」て「天下の儀きりしたがゆべき」職であると揚言し、⁽¹⁰⁾この公家官職に武威を付与して、律令的権限のみならず軍事的統率者としての権能を併せもたせたのである。⁽¹¹⁾

そして秀吉の全国統一戦争も、関白職についての彼一流の公武統合論の観点から遂行された。秀吉の全国統一が「惣無事」令なる、全国各地での領土紛争を巡る私戦の禁止と、秀吉の裁定への服従強制、そしてその違背者に対する制裁としての軍事討伐という形態をもってなされたことは周知の通りであるが、その「惣無事」令においては、「日本六十余州之儀、改可進止之旨、被仰出之条、不_レ残申付候⁽¹²⁾」として、「叡慮」によって日本全国の「進止」、すなわち統治権の支配の権限が関白たる自分に委任されていることが強調されている。こうして関白秀吉の紛争裁定に従わぬ者を、この全国「進止」権に基づいて軍事的に討伐・制圧するのであり、またこの

目的のために武家領主を動員し、指揮・統率する権限を有することとなるのである。⁽¹³⁾

秀吉の天下支配の政治体制は、このような権限内容をもった関白職というものを基軸として構築されていたのであり、秀吉の遺児である秀頼が関白職任官を将来に予定されている限りは、⁽¹⁴⁾そしてこの秀頼を擁護する豊臣系諸大名が健在である限りは、秀吉の構築した政治体制はなお有効な持続力をもっていたのである。

実際、関ヶ原合戦によって家康の覇権が確立されて後もお、慶長八年までの年始の礼では在京諸大名は秀頼を先として、家康はその後なのであり、慶長七年の場合では家康は年礼のため、伏見城からわざわざ大坂城まで参向するといった次第であった。⁽¹⁵⁾つまり家康の覇権確立は、ただちには豊臣氏の政治的権威の失墜を意味していないのであって、公儀の礼的な秩序・序列においては、依然として豊臣秀頼が首長の地位を占めていたのである。

ことに関ヶ原で家康に与同してその勝利に多大の貢献をなし、そののちも家康に随従してきた福島正則、加藤清正、浅野幸長以下の豊臣系諸大名は、家康個人の武將としての器量に惹かれ、家康が彼ら大名領主の運命を託すべき指導者であることは認めていたが、しかしながら豊臣秀頼に対する忠節はこれとは別個の問題とされていた。秀頼は依然として彼ら豊臣大名たちの主君であり、五大老の一人たる家康が秀頼の存在と権威を侵し、その地位を奪って取って替

わることをは認するものではなかつたのである。

すなわちこの政治体制の中において、覇者としての家康と徳川家が豊臣家を超えて行っている支配はあくまでも実力支配なのであって、家康個人の力量によって実現されてはいるが、しかし同時に永續性を欠いた不安定な支配でしなかつたのである。

さればこそ家康は、その意味において自前の天下支配の正当性、徳川家の永續的な支配を保証してくれる制度を構築する必要があつたのである。関白職を基軸として豊臣秀吉が構築した公儀の体制と、その下での大老、すなわち豊臣当主の従臣、補佐者、権限代行者という枠組みを脱却して、自らを頂点とする別の政治体制、すなわち豊臣公儀に代わる徳川公儀を構築する必要があつた。

そして、それが征夷大將軍の官職を基軸に据えたものとなるであろうことは全く自然に導き出された。

第一に征夷大將軍職というものが、幕府を開設して独自の政權を構築しうる權能をもつことについては、鎌倉・室町の両幕府によってその伝統と先例が形成されていた。

第二に、征夷大將軍は「武門の棟梁」としての地位が確立されていたから、武家領主のうえに君臨して天下支配を実現するには、この官職が圧倒的に有利であつた。そして関ヶ原の合戦において、家康の覇權、軍事的な勝利者、第一人者の地位は疑いの余地なく証明されたのであるから、武人の最高の榮譽である征夷大將軍の職につ

くことに異議をさしはさむ余地もなかつた。

第三に、武家領主なら誰でも希求するこの官職に就任するに際して、家康には殆ど何の障害もなかつた点が挙げられる。豊臣秀吉の將軍職への任官希望を妨げた足利將軍家は既に名実ともに消滅して、この官職は空席であつた。¹⁶ 豊臣家の幼主秀頼は将来の関白職を目指しており、徳川による將軍職の獲得はさしあたり豊臣家への敵対を意味しないから、これに非難を受ける心配はなかつた。

第四として、家康が征夷大將軍職について幕府を開いたことには、より巧妙な政治的効果があつた点が注意されなければならない。すなわちここに形成された將軍職を基軸とする政治体制、すなわち徳川公儀、將軍型公儀と称すべきものは、大坂の豊臣氏を頂点とする豊臣公儀、関白型公儀とは別個のものであるから、後者の政治的權威を何ら侵すものではないという名目の下に、全武家領主の首長としての豊臣秀頼の地位に対する、家康の事実上の篡奪を隠蔽する効果をもっているということである。

すなわち豊臣家の支配体制とは別個のところ、家康を首長とする將軍型公儀を形成し、全武家領主を臣従せしめてその支配体制に包摂してしまふならば、実質的には秀頼と豊臣家が有していた政治的地位の篡奪に他ならないのである。だが征夷大將軍という官職が放つ權威の輝きに幻惑されて、このような事態の本質が隠されてしまふのである。

これは家康が秀頼に対して行った臣従誓約を破棄した、という非難をかかわすことができるとともに、より一層重要なことには諸大名側、特に豊臣系の諸大名——加藤清正・福島正則・浅野幸長ら——の側にとつても、家康と徳川家に臣従することを可能にした。倫理的にも、心理的にもである。

すなわち將軍は「武門の棟梁」であるから全武家領主がこれに臣従するのは当然であり、しかもそれは関白型公儀の主としてある豊臣家に対する忠誠とは矛盾しないと見る観念である。將軍は純粹の軍事職として、全武家領主に対する軍事的統率権を有することは伝統的に確立された観念であるが、他方、関白は天皇の直接の代行者として、日本全土に対する一般的な統治権の支配の権限を有する存在であるがゆえに、権限論的には將軍と並立する形で、武家領主一般に対する支配権を行使しようとする考えが成り立つのである。

武家領主の側から言うならば、將軍たる家康の意命に服しても、潜在的に関白職に就くべく予定されている豊臣秀頼の臣下として、従前通りあることは両立しうることとする観念が形成されることになる。こうして豊臣系諸大名は豊臣秀頼に対する忠誠を維持したままで、かつ徳川家康に臣従することが可能となったのである。実際、慶長八年の家康の將軍就任から、同二〇年の大坂の陣での豊臣氏の滅亡までの期間は、二重公儀、二重封臣関係の時代とも言うべきものなのである。

第二節 二重公儀体制としての慶長年間

右の点はこの時期の国制の性格を考えるうえで、また大坂の陣の位置づけをなすうえで重要な問題である。関ヶ原の合戦における家康の覇権確立、そしてそれに続く將軍任官と徳川幕府の成立という制度的完成をもって、従来は豊臣秀頼の政治的地位は失墜し、摂河泉三ヶ国六五万石余の一大名に転落したものと理解されてきた。

しかし私見では、この理解に大きな誤りがあるように思われる。家康が將軍宣下を受けて幕府を開いてもなお、將軍と幕府の政治的支配から独立した、別の種類の政治体制が存在した。豊臣秀吉が構築した関白型公儀の政治体制は、江戸幕府の成立にも関わらず解体されずに持続されており、豊臣秀頼はこの関白型公儀に君臨する首長としての権威を、依然として保持していたと理解すべきなのである。⁽¹⁸⁾ それは以下の諸事実が示すところである。

(1) 豊臣秀頼に対する伺候の礼

慶長八年の徳川幕府開設以後も、加藤・福島らの豊臣系諸大名はもちろん、上杉景勝・島津家久や前田利常のような外様大名までも、大坂城の豊臣秀頼に対して歳首を賀し、伺候の礼を取り続けていたという事実がある。⁽¹⁹⁾

上杉景勝の大坂の秀頼に対する伺候を『上杉家御年譜』（米沢温

故会編、原書房 一九九〇）で見ると、次の通りである。

慶長 八年二月十九日 上洛ののち大坂に至り秀頼に拝謁

同 九年 一月 一日 元日未明に大坂に赴いて新年の賀儀を

述べる

八月一六日 大坂に至り帰国の御暇の礼

同 一〇年 三月上旬 上洛ののち大坂に赴く

四月一二日 秀頼の右大臣昇進の賀儀のため大坂に

赴く。在伏見の諸大名もこれに赴く

また島津家久の伺候については次の、慶長一〇年七月二一日付の
山口直友の書状⁽²⁰⁾から知ることができる。

昨日は和甚兵衛進上申候、秀頼様御礼被仰上候哉、定而御仕合

可然御座候へんと存候、御出船之様子承度存候、(中略) 目出

度御帰国之御吉左右奉待存候、猶奉期後音之時候、恐惶謹言

七月廿一日

山口駿河守

直友(花押)

^(島津家久)
陸奥守様

参人々御中

この慶長一〇年の四月には、徳川秀忠の將軍襲職と、豊臣秀頼の
右大臣の任官があり、諸大名は相次いで上洛して伏見にあったが、
先の『上杉家御年譜』にあるように、在伏見の諸大名は大坂に赴い
て、秀頼に右大臣任官の祝賀を述べた由である。右の書状もこのお
りのもので、幕臣で島津との取り次ぎ役である山口直友が島津家久

の帰国に際して、家久が秀頼に帰国の御礼を首尾よく済まされたか
を問うたものである。ここでは外様大名である島津氏が豊臣秀頼に
伺候の礼を取ることが、幕臣の側からも、何の不自然さもなしに語
られていることに留意しなければならない。

なおこの関連のものとして、秀頼家臣の小林家孝(家鷹)から島
津の国許薩摩の島津義弘に宛てた同年六月二九日付の書状には「秀
頼様へ御礼被仰上、御前御仕合能御座候而、珍重存候、御成人之趣、
^(島津家久)
少将様可有御雑談候間、不及申入候」と記されている。

また加賀前田家の場合については、前田利常が襲封を秀頼に告げ
るために慶長一〇年六月二八日に大坂に赴いたとしている⁽²²⁾。

もっとも諸大名は徳川家への遠慮から、次第に大坂の秀頼の下へ
の表立った伺候を控えるようにはなっていたが、それは幕府から
禁じられたり、あるいは特定の時点で消滅してしまうといった性格
のものではなかった。家康という重石が取り外されるならば、そし
て慶長一〇年四月時点で、一三歳ながら朝廷官位が正二位右大臣に
まで昇った秀頼が、やがて成人して閑白に任官していくならば、い
つでも往時に変わらぬ華やかさを回復しうるものであった。

(2) 勅使・公家衆の大坂への年賀参向

次に歳首の賀儀のため、慶長八年以後も毎年のように朝廷から勅
使が大坂の秀頼の下に派遣されており、さらに親王・公家・門跡衆

も参向していたという事実がある。⁽²³⁾一例を示せば、慶長一四年の場合、正月一七日に武家伝奏広橋兼勝・勸修寺光豊が勅使として大坂城に赴いて秀頼に太刀、馬一疋を贈り、さらに八条宮智仁親王、前関白二条昭実、前関白鷹司信房、大炊御門大納言経頼以下の多くの公家・門跡が大坂に赴いて、秀頼に祝詞を述べるのであった。これは慣例によるものとはいえ、後陽成天皇を長とする朝廷では徳川幕府成立のちもなお、豊臣秀頼と豊臣家は依然として従前の政治的地位を保持しているものと見做していたことを示すものである。なおこの習慣は慶長一六年に即位の後水尾天皇の代になってからも続けられている。

(3) 千姫の大坂入興

第三に、慶長八年七月、家康はその孫娘千姫を大坂城の秀頼の下に嫁がせた問題がある。これは亡き秀吉との約束の履行にして、婚姻政策による豊臣―徳川の友好関係の確立であり、他面では千姫を人質として送ることによって、豊臣家の安全を保障する意思の表明でもあった。これは特に豊臣系諸大名の懸念を払拭する意味を有していたと思われる。千姫の大坂城入興は、豊臣―徳川の両公儀の協調的統一の象徴（しんごう）の意義を担わされたものであったろう。

この千姫の入興問題について朝尾直弘氏は、家康が秀頼の舅になつたことを意味しており、家康は家父長的な支配を豊臣家全体に對

して押し及ぼすに至つたものと指摘されている。⁽²⁴⁾このことも換言するならば、家康―秀頼関係が、単なる將軍―大名間の主従制的支配関係とは別の性格のものであることを示している。家康はこの時点では姻戚関係に基づいて、徳川―豊臣両家（徳川將軍家と豊臣関白家）の融合一体化による、公儀の頂点形成を構想していたのではないかと推測される。

いま一つ、この千姫の入興に際して諸大名は祝賀のために大坂城に参集しているという事実がある。婚姻時の諸大名の参集は、明らかに豊臣秀頼が単なる一大名以上の者であることを物語っている。そして更に重要なこととして、この機会に福島正則の主唱によって、参集の諸大名が秀頼に対して異心なき旨の誓詞を、秘かに認めたとの風評が立っていたという事態に注目しなければならぬ。⁽²⁵⁾

(4) 秀頼への普請役賦課の回避

徳川幕府は諸大名に対して、江戸城・駿府城・伏見城以下の普請の課役を、大名軍役に準じる形で賦課していったが、しかし豊臣秀頼に対しては、そのような形で賦課することがなかった。ただ慶長一二（一六〇七）年三月の駿府城普請に際して、当時の記録に「此五百石夫、大坂秀頼公領分へモ同然被相配相下也」とあって、秀頼の領地に対しても石高五百石に人夫一人の課役が賦課されたが、これは公家や寺社の所領に賦課されるのと同性格の課役であり、「畿

内五ヶ国、丹波、備中、近江、伊勢、美濃、当給人知行并蔵入合十ヶ国ノ人夫也²⁶とあるように、幕領・私領の別なく一国平均に賦課される国役としてであった。

すなわち通例の普請役は、いわゆる大名御手伝い普請の形をとるもので、軍役と同様に大名に対して課役が命じられ、大名は自己の家臣団および人足を率いて当該普請に従事するものである。ここでは將軍―大名の間の主従関係が前提となるものであるし、別言すれば、この時期の城普請についての大名普請役の賦課と履行は、徳川將軍と幕府への服従の態度表明の意味が濃厚なものであった。

これに対して一國平均役としての国役は、このような將軍との主従関係の有無に関わりなく、国家行政的な租税として、幕府領も一般私領（公家領・寺社領・大名領・旗本領）も一律に扱われる性格のものであり、公家・寺社の領地に国役が賦課されても、それらが將軍の従臣でないのと同様に、豊臣家の領地への国役賦課は、秀頼が徳川將軍家の従臣たることを意味するものではないのである。

直接の大名普請役と一國平均役としての国役には、このような性格の違いが存在する以上、秀頼領への国役賦課は逆に、秀頼に対する直接の大名普請役の回避と、徳川將軍家に対する臣従の強制を差し控えたことを意味することになるのである。豊臣氏は自余の諸大名とは別格であり、徳川將軍と幕府の支配体制に包摂されない存在であることが示されることになる。

(5) 二条城の会見における礼遇

次に慶長一六（一六一一）年の京都二条城における家康と秀頼の会見の問題がある。同年三月二十七日、後陽成天皇は讓位して後水尾天皇が即位したが、この即位の賀式のために家康を始め西国諸大名は京都に参集し、さらに大坂城の豊臣秀頼に対しても家康は出京を促した。秀頼の身の危険を案じる淀殿は難色を示したが、加藤清正や浅野幸長らによる秀頼の安全の保障を条件として応諾した。大坂城を出た秀頼は加藤・浅野兩名の供奉警固の下に京都に至り、二条城において家康と会見するに至った。

この会見の通りの家康と秀頼の応対、所作、礼儀作法を注意深くながめるならば、両者の政治的位置関係を知ることができるであろう。この時の会見の模様について『当代記』は、次のように記している。

廿八辰刻秀頼公入洛、則家康公の御所二条江御越、家康公庭上迄出給、秀頼公慇懃礼謝し給、家康公座中江入給後、秀頼公庭上より座中へ上給、先秀頼公を御成之間江入申、其後家康公有出御、互の可有御礼之旨、家康公曰と云共、秀頼公堅有斟酌、家康公を御成之間江奉出し、秀頼公遂礼給、膳部彼是美麗に出来けれ共、還而可有隔心かとて、た御すい物迄也、大政所、是は秀吉公の北の御方也、出給相伴し給、頓而立給、

〔徳川頼朝〕
右兵衛督・常陸介途中迄被_二相送_一（後略）

右の記述に拠るならば、秀頼が二条城に至ったとき、家康は自ら庭上まで出てこれを迎え入れ、「御成之間」という同城御殿の最上の座席に通している。そのうち家康が出席して、「互いの礼」、すなわち家康―秀頼が対等相互の立場での礼儀を行うべきこと（礼法上のいわゆる「両敬」）を提案したが、秀頼は遠慮してこれを固辞し、家康に「御成之間」を譲ってこれに拝礼したという次第のものであったと理解される。

このように見るならば二条城における両者の会見は、これまでの論著の多くが説いているような、秀頼が家康に臣従を余儀なくされるに至ったものとする理解はあたらぬように思われる。家康は秀頼に対して最高の礼遇で迎え入れており、臣従の強制などとはおよそ趣を異にしている。秀頼は家康に対して拝礼を行っているが、これは自発的に採られたものであり、臣従礼ではなくて、舅に対する孫尊の、および朝廷官位の上での従一位に対する正二位の者の謙讓の礼と見るべきものである。

さらに秀頼の退出に際して、別の史料²⁷では家康は自ら次の間ないし玄関までこれを見送っていったとしており、幕府正史の『徳川実紀』の記述もまたそれを採っている。これら諸点よりして、二条城会見は徳川將軍家に対する秀頼の臣従を強制したという性格のものではなかったと判断される。家康が庭上まで出迎えて始まったこの

会見の有様は、秀頼と豊臣家とが徳川將軍家の臣下ではなくして、寧ろそれと対等の政治的存在であることを明示するものであったのである。

家康が本会見に求めたことは、豊臣と徳川の友好一体の有様を印象づけて、親豊臣諸大名の徳川体制に対する全き恭順を取り付けようとするものであったろう。その現れが、次の三ヶ条誓詞の問題である。

（6）慶長一六年の三ヶ条誓詞

第六として、慶長一六年の徳川幕府の発した三ヶ条誓詞の問題がある。すなわち右の二条城会見によって豊臣―徳川間の融和が謳われ、他方では秀頼が徳川の城である二条城に赴いて家康に拝礼をしたことから、両者の関係では、徳川將軍を頂点とする政治体制の優位が確定したものと受け止められた。そしてこの事実を踏まえて、同年四月一二日、徳川幕府は三ヶ条の法令を定め、京都に参集している西国の諸大名から「誓詞」を徴する形でその遵守を命じた。次のものである。²⁸

條々

- 一、如_二右大將家以後代々公方之法式_一、可_レ奉_レ仰_レ之、被_レ考_二損益_一而、自_二江戸_一於_レ被_レ出_二御目錄_一者、弥_レ堅_レ可_レ守_二其旨_一事
- 一、或_レ背_二御法度_一、或_レ違_二上意_一之輩、各_レ国々可_レ停_二止_一隱置_二事

一、各拘置之諸侍已下、若為_レ叛逆・殺害人_二之由、於_レ有_二其届_一者、互可_レ停止相拘_二事

右條々、若於_二相背_一者、被_レ遂_二御糺明_一、可_レ被_レ處_二嚴重之法_一度_二者也

慶長十六年四月十二日

豊前宰相

忠興(花押)

越前少将

忠直(花押)

(中略一八名)

鍋嶋信濃守

勝茂(花押)

金森出雲守

可重(花押)

以上のように、この三ヶ条誓詞は第一条で、徳川幕府の発布する法令の包括的な遵守を命じ、第二条は法度や上意を背く者の隠匿禁止、第三条は叛逆人・殺害人の拘置禁止を規定していた。

そしてこの三ヶ条誓詞には、この時に京都に参集していた主要大名二二名、すなわち細川忠興・松平忠直・池田輝政・福島正則・島津家久・森忠政・前田利常・毛利秀就・京極高知・京極忠高・池田利隆・加藤清正・浅野幸長・黒田長政・藤堂高虎・蜂須賀至鎮・山内忠義・田中忠政・生駒正俊・堀尾忠晴・鍋嶋勝茂・金森可重が連

署した。

この三ヶ条誓詞は翌慶長一十七年正月には、上杉景勝・松平忠直・丹羽長重・伊達政宗・立花宗茂・佐竹義宣・蒲生秀行・最上義光・里見忠義・南部利直・津輕信枚ら東国の大身大名一名が連署して提出し、また別に関東・甲信越の譜代・外様を含めた中小の大名五〇人も同様の誓詞を提出した。

すなわち幕藩体制下のほとんどの大名が、この三ヶ条誓詞に署名しているのであるが、豊臣秀頼がこれには含まれていないという事実が問題となる。⁽²⁹⁾ すなわち豊臣秀頼は別格であり、徳川將軍の支配下には編入されていないということを、端なくもこの誓詞は確認することとなっているのである。

秀頼が二条城で家康と会見した出来事は、秀頼が家康に臣従した、ないしはその政治的支配下に入ったということを意味していないのである。

(7) 大閤蔵入地の支配

豊臣氏の政治的支配は摂河泉の領国を超えて行われている可能性がある。すなわち慶長八年一月、大和国法隆寺の行人方と律学衆の紛争に対して、豊臣氏よりその処分を行っているのが、その徴証である。⁽³⁰⁾

さらにより確実に知られるのは、讃岐生駒領の大閤蔵入地の算用

の問題である。徳川幕府成立後の慶長九年時点において、大坂城の淀殿と豊臣家の家老である片桐且元がその算用に関与している事実がある⁽³¹⁾。

讃州内御蔵米御勘定状事⁽³²⁾

- 一、壹万五千斛 天正拾八年、文禄元年、同貳年、合三ヶ年分、日損由御理分

右渡方

- 一、三百九拾石 伏見にて御普請、生駒讃岐守手前人数貳千六百人宛、三十日迄、日々老人五合ツ、但犬塚平右衛門尉・大久保十兵衛尉・牧助右衛門尉印判有之

一、四千石

慶長八⁽³³⁾三月一日、金子百枚上之、壹枚ニ付而四拾石かへ、大坂にて

一、二千二百五石

金子四拾五枚上之、但壹枚ニ付て四拾九石かへ、大坂にて

一、三千五百九拾五石五斗

銀子三拾九貫五百五拾目三分上之、但壹石ニ付て拾壹匁ツ、大坂にて

一、百六拾六石六斗五升

銀子壹貫八百三拾三匁三分上之、壹石ニ付て十一匁ツ、大坂にて

一、六百四拾貳石八斗五升

右渡方合壹万貳千八百五拾七石

一、千五百石

御袋様より壹万五千石の十分一御赦免分

合壹万五千石

皆済

右生駒^(生駒親正)雅楽頭御代官之時、三ヶ年日損に付て、御理にて被残置候へ共、御手前より右之分御運上候内、十分一被成御赦免、相残分皆済也

慶長九年三月廿八日

片桐 市正 (花押)

生駒^(生駒親正)讃岐守殿

これは生駒一正の讃岐領地内の太閤蔵入地一万石について、その天正一八(一五九〇)年、文禄元(一五九二)年、同二年の三ヶ年分の年貢米一万五千石の収支勘定を慶長九年になって報告したものである。これに関連して、同蔵入地の慶長三年分、慶長四年分の蔵米算用状が残されているが、いずれも勘定の責任が、豊臣の家老である片桐且元の手によってなされていること、この蔵米が大坂に運ばれていること、更に右に掲載した史料では、この勘定のうち、一〇分の一の千五百石の免除が「御袋様」、すなわち大坂城の淀殿の裁量によってなされていること、これらの事実を見るならば、慶長

八年の徳川幕府成立以後もなお豊臣家は、全国に散在している太閤蔵入地に対する支配権を残していたものと考えられる。

以上に述べてきた諸理由によって、徳川幕府の成立にもかかわらず、豊臣秀頼と豊臣家は幕府の支配下に包摂される摂河泉六五万石の一大名に転落してしまっただけではなく、独自の政治体制の主宰者として、徳川幕府と並立する存在であったことを推定しうるのである。豊臣秀頼と豊臣家はこの時点では微力ではあるが、潜在的には秀吉が構築しようとしたような関白型公儀を再現し、その首長として君臨しうる政治能力を保持した存在なのであった。この慶長八年から同一〇年までの間を、国制的には二重公儀体制として把握すべきとする所以のものである。

結 び

以上のように、慶長八年の徳川家康の征夷大將軍への任官と徳川幕府の成立は、ただちには豊臣公儀体制の解消を意味していなかった。逆に言うならば、このような豊臣公儀体制の強固さを踏まえて、家康の將軍任官の意義を理解する必要がある。すなわち家康の將軍任官とは公儀の主宰者の地位の事実上の篡奪を意味したこと、そして徳川家にとっても、豊臣系諸大名を含む全武家領主にとっても、篡奪者、反逆者の汚名を蒙ることなく、かつ無血的に、天下支配の政治体制の変更に、大名領主レベルでの主従関係の全面的更新を实

質的に遂行しうる政治的效果をもつものであった。朝廷官職としての將軍職には、そのような妙味が備わっていたのであり、この点は朝廷官位一般の政治的效果を考えるうえで、留意されねばならないところなのである。

征夷大將軍の地位については、いま一つの点を指摘しておかなければならない。すなわち將軍に就任するとは、単に朝廷官位体系における高位の位置を占めるだけのことではなく、この將軍職に随伴している伝統的に蓄積された政治価値と諸権限とを同時に獲得したことを意味するのである。家康は、保守政治家としてこの伝統的意味の効用について熟知していた。そしてまた『吾妻鏡』以下を熟読学習することで、この將軍の権限の伝統的に蓄積されたものの内容を誰よりもよく把握していた。³³⁾

例えば、武家領主の官位執奏権の問題がある。朝廷官位は人々の身分的地位を規定する基準として近世社会においても依然としてその権威を失っていなかった。武家領主を含むこの社会の成員は、朝廷官位を希求し、さらにそのより高い官位への昇進を競望しており、それ故に、朝廷官位はなお人々を統御する有効な手段であり続けていた。³⁴⁾この問題については古く鎌倉幕府の頼朝が、自己の家人の官位叙任については、將軍たる頼朝の執奏なくして行われることを固く戒めたことを淵源として、足利將軍家においては武家領主一般の官位執奏権を独占するに至っていた。これは征夷大將軍職に随伴す

る固有の権限として、家康は將軍任官に伴ってこの権限を行使することができたのである。

近世の武家領主が朝廷官位への志向性を有する以上、この事実によって、彼らは徳川將軍家への随従を余儀なくされることとなる。

すでに將軍は「武門の棟梁」として、いわば無条件に全武家領主を支配下に治めることができるのであるが、この朝廷官位の執奏を手段とする支配のあり方はその一つの具体的な現れなのである。

いま一つ重要なものとして、先述した慶長一六年の三ヶ条誓詞の問題がある。すなわちその第一条、「如右大將家以後代々公方之法式、可奉仰之、被考損益而、自江戸於被出 御目錄者、弥堅可守其旨事」の一項は伝統的なものの力能の問題を如実に示している。すなわち徳川幕府が制定発布する諸法令なるものは、幕府が任意に定めたものを諸大名側に一方的に強制するものではなく、あくまで鎌倉・室町両幕府の伝統と先例に依拠したものであり、歴代源氏將軍家の発布法令の部分修正版に他ならないという擬制をもって、諸大名にその遵守を誓約せしめているのである。

元和元（一六一五）年七月、大坂夏の陣に豊臣家を滅ぼした徳川幕府は、京都伏見城に諸大名を召集して、武家諸法度一三ヶ条を伝達した。この元和の武家諸法度は室町幕府の「建武式目」の条文などに典拠を求めていたのであるが、これを指して当時の人々の間でも、「むかしの公方之法度被_レ成_レ御引直_レ可_レ被_レ仰出_レ候由_{（35）}」という

風を受け止められていた。恐らく幕府の側からもそのような説明がなされていたのであろう。徳川幕府の法度や全国法令、および法令を制定しうる権限は、このように伝統的な権威によって根拠づけられ、正当化されることを通して当該社会に受容されていたものである。

征夷大將軍という官職には、鎌倉將軍より伝統的に蓄積されてきた社会的地位、法令制定権を含む諸々の権限といったものが随伴しているのであって、家康がこの官職に補任された時には、これらの拡大された社会的地位や権限までも同時に獲得したのである。これら当該官職に随伴する様々な政治的意味内容を踏まえ、前提として徳川將軍（幕府）の政治支配、その全国統治なるものは展開されるのである。

注

- (1) 『大日本史料』慶長八年二月二二日条。外記宣旨として右大臣、牛車、源氏長者、兵仗に関する四通が、官務宣旨として征夷大將軍、淳和禪学兩院別当、源氏長者、牛車に関する四通が発給されている。征夷大將軍への任官に伴って、源氏長者以下の諸種の礼遇の宣旨が下されるのは足利義満以来確立された足利將軍家の伝統である。但し歴代の足利將軍にあっては、これら諸種の宣旨は年時を追って順次発給されていくものであるが、徳川家康からは

將軍任官時の同時一括発給の形となっている。

- (2) 本問題を扱った代表的な論著として以下のものがある。三上参次『江戸時代史』第一章第一節「將軍宣下および土木工事」(富山房 一九四三 復刊、講談社学術文庫 一九七六)、栗田元次『江戸時代史・上巻』第二章「江戸幕府の成立」(内外書籍『綜合日本史大系』第一七巻 一九二七 復刊、近藤出版社 一九七六)、中村孝也『家康伝』第十「將軍在職中」(講談社 一九六五)、辻達也『江戸開府』(『日本の歴史』13、中央公論社 一九六六)、藤野保『幕藩制と封建制』第六章「江戸幕府論」(塙書房 一九八三)、高木昭作『江戸幕府の成立』(『岩波講座・日本歴史』近世1、岩波書店 一九七五)、井上光貞他編『日本歴史大系・近世』第三章第一節「江戸幕府の成立」(山川出版社 一九八八)。これまでの研究では家康の將軍任官について、関ヶ原の合戦でもたらされた家康の覇権確立という事実に基づき、これを公式的な政治制度の形に仕上げたものという理解は、余りにも自明の事として明示的には論及されないことも多い。むしろ家康の將軍任官については、あるいは関白職ではなくて將軍職であったことの意味が問題とされ、あるいは一切の朝廷官職からの離脱を計った信長の政權構想との比較が論ぜられるという形で検討される。しかしそこでも前述の理解それ自体は、自明のこととして含意されているのである。ただ栗田元次氏の所説では、家康の將軍宣下が秀頼の地位を脅かすものとして政治的軋轢が生じていること、家康がそれへの慰撫策を様々に用いていること等について詳細な分析がなされている(同氏前掲書八二頁以下)。

(3) 山口啓二『幕藩制成立史の研究』第三部一「藩体制の成立」

(校倉書房 一九七四)、朝尾直弘「幕藩制と天皇」(『大系・日本国家史 近世』、東大出版会 一九七五)、高木「江戸幕府の成立」

(4) 拙稿「將軍と大名」(朝尾・辻編『日本の近世』3、中央公論社 一九九二)、同「関ヶ原合戦の政治史的意義」(宮川秀一編『日本史における国家と社会』、思文閣出版 一九九二)

(5) 「公儀」の語義については、古くは朝廷や足利將軍それ自身を指したようであるが、次第に、より公共性を帯びた政治世界ないし、そのような公的政治世界を統治する統一政權としての意味を強めていった。ここではそのような意味内容においてこの語を使用していく。なお朝尾直弘「幕藩制と天皇」二〇九頁注(2)参照。

(6) 中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、七七〇頁(日本学術振興会 一九五九)

(7) 朝尾「幕藩制と天皇」二一〇頁、高木「江戸幕府の成立」一二二頁

(8) 慶長三年四月に六歳で朝廷官位が従二位權中納言、同六年三月に權大納言、同七年正月に正二位に昇叙、同八年四月に内大臣に進み、同一〇年四月には一三歳で右大臣に昇任している(「公卿補任」)。幼少の身でのこのような急速な昇進は、秀頼が摂関家の当主並の存在であることを公に示すものであろう。

(9) 慶長六年四月二一日付の伊達政宗書状「今井宗薫宛」には、「いかに太閤様御子ニ候共、日本の御置目等、可被取行御人ニ無御座候由、内府様御覽届ケ候は、御国の二三ヶ国も、又ハ其内も被進候而、ながくの御進退被申候て能候はん」と見えている(中村

- 孝也「家康伝」三七六頁）。政宗は幼少の秀頼を担ぎ出して戦乱を企てる輩が出現しないとも限らず、それは豊臣家にとっても不幸なことであるから、秀頼は家康の下に引き取って養育していくべきだという文脈の中で語っているのであるが、ここでは秀頼は成人した暁には、統一政権の主宰者の地位につくべく約束されているということが、自明の前提となっているのである。そしてまた家康は——実力的にはもちろん第一人者ではあるが——、あくまで秀頼の補佐者としてあり続けるという認識も、当然にも含意されているのである。
- (10) 『駒井日記』文禄三年四月一三日条（『新訂増補史籍集覧』武家部第一〇冊）
- (11) 朝尾直弘「豊臣政権論」（『岩波講座・日本歴史』近世1、一九六三）、石毛正一「豊臣秀吉の政治思想」（桑田忠親編『豊臣秀吉のすべて』、新人物往来社 一九八二）
- (12) 天正一五年五月、豊臣秀吉直書「島津義久宛」（『大日本古文書・島津家文書』三四五号）
- (13) 藤木久志「豊臣平和令と戦国社会」（東大出版会 一九八五）。これは藤木氏によって説明されていた秀吉の「惣無事」令に基づく天下統治の方式と関わる問題でもある。関白職が天皇の代行者として日本全国に対する「進止」の権を有すること、しかもそれは天皇より「御剣」を預かって、軍事的権能としてこれを行使することが、秀吉によって唱えられている。これは伝統的な関白職の観念とは異なる秀吉独自の内容のものである。このような政治的内容をもった関白職を基軸にして構築された統一政権が、豊臣秀吉の公儀なるものの政治的性格である。
- (14) 慶長七年の末から同八年始めにかけて、秀頼の関白任官の風聞が流されていたが、『義演准后日記』や毛利輝元の書状などではこれを、ありうべきこととして書き留めている（三上掲書二〇二頁、栗田前掲書八五頁）。
- (15) 高木「江戸幕府の成立」一一三頁、『大日本史料』慶長七年二月一四日条
- (16) 足利義昭は天正元年に織田信長によって京都を追われたのちも、なお制度的には將軍位に留まり、中国の毛利氏などに寄寓していたが、後陽成天皇の聚楽第行幸のあった天正一六年に落飾して昌山と号し、ここに足利將軍家は正式に消滅した。昌山義昭は慶長二年に大坂で没している。
- (17) 文禄四年七月の五ヶ条の誓詞をはじめとして、家康以下の諸大名は秀頼に対する忠誠を誓う誓詞を繰り返し認めている（朝尾直弘「豊臣政権論」——『岩波講座・日本歴史』近世1、一九六三）。
- (18) 本問題については朝尾直弘氏が、慶長八年の開幕以後も豊臣秀頼およびその直属大名の朝廷官位の執奏権は徳川將軍から独立していたと推定し（『幕藩制と天皇』一一六頁）、高木昭作氏は家康の將軍任官以後もなお西国大名と豊臣秀頼が結び付くような状況が慶長一〇年頃まで続いている点を重視している。また藤井讓治氏も公家・門跡衆の大坂城への年賀参向の慣例が慶長末年まで続けられていることや、慶長一六年四月の「三ヶ条誓詞」に秀頼の名の見えないこと等を指摘しており、豊臣秀頼の地位が徳川政権下の単なる一大名に転落したものではないということについて、徐々に認識が新たになりつつある。本稿の立場はこれらの研究史を踏まえたうえで、これを筆者の関ヶ原合戦に関する見解と連関

させつつ、二重公儀体制なる理解をもって、国制構造上の問題として仮説提示したところにある。

(19) 栗田前掲書九三頁、高木「江戸幕府の成立」一三二頁

(20) 『旧記雑録後編』4—八四号〔鹿児島県史料〕、黎明館 一九八三。なお徳川幕府と島津氏との取次役としての幕臣山口直友については、山本博文「家康の「公儀」占拠への一視点——幕藩制成立期の「取次」の特質について——」〔歴史学研究〕五三〇号、のち同氏『幕藩制の成立と近世の国制』校倉書房 一九九〇、所収〕参照。

(21) 同前4—七〇号

(22) 『大日本史料』同日条

(23) 『大日本史料』慶長一三年正月二七日条、同一四年正月一七日条、同一五年正月一八日条、同一六年正月八日条など。慶長一八年正月の日野資勝より大坂城の大藏卿局へ宛てた消息文では、秀頼のことを「上様」の語で呼んでいる（同前、慶長一八年正月二六日条）。この勅使・公家衆の大坂参向については栗田前掲書九二頁参照。

(24) 朝尾「幕藩制と天皇」二二—二頁

(25) 『大日本史料』慶長八年七月二八日条

(26) 「当代記」慶長一二年三月二五日条〔史料雑纂〕第二、続群書類従完成会 一九七四

(27) 「小須賀氏聞書」〔朝野旧聞哀藁〕五九〇卷所引）、『徳川実紀』慶長一六年三月二八日条

(28) 前田育徳会・尊経閣文庫蔵、『御当家令条』第一号〔近世法制史料叢書〕1、創文社

(29) 三上前掲書二〇八頁、藤井讓治「法度」の支配〔前掲『日本の近世』3〕二〇頁

(30) 『大日本史料』慶長八年一月一三日条

(31) 高木「江戸幕府の成立」一二六頁参照。高木氏はこの蔵入米の使用に幕府役人が介在している観点から、この算用状を取り上げられている。本稿では慶長九年になってなお、太閤蔵入地の差配が大坂方によってなされ、蔵米が大坂に運搬されている事実のほうに注目して扱っている。

(32) 『大日本史料』慶長九年三月二八日条

(33) 家康の『吾妻鏡』以下の愛読学習については、中村孝也前掲『家康公伝』六五八頁以下参照。

(34) 今谷明『戦国大名と天皇』（徳間書店 一九九二）五九頁以下。

(35) 元和元年閏六月二九日付、細川忠興書状「細川忠利宛」〔熊本県史料・部分御旧記〕第一卷六六六頁